

厚生施設仕様書	
件 名	自動販売機の設置等
発行番号	30-0001-0001
作成者	海上自衛隊館山厚生隊長
作成年月日	30. 11. 2
最終改定年月日	

1 総 則

- (1) 本仕様書は、海上自衛隊館山航空基地における厚生施設（自動販売機）（以下「自動販売機」という。）設置業者の決定及び当該決定の取り消し並びに自動販売機の設置、経営、撤収及びこれらに付帯する事務全般について適用する。
- (2) 本仕様書において使用する用語の定義は次に定めるとおりとする。
 - ア 部局長 海上自衛隊館山航空基地に所属する国有財産（土地及び建物）の事務を分掌する北関東防衛局長をいう。
 - イ 管理者 自動販売機の管理者である海上自衛隊館山航空基地隊司令をいう。
 - ウ 関係職員 海上自衛隊館山厚生隊長及び海上自衛隊館山航空基地隊厚生隊に勤務する隊員をいう。
 - エ 設置業者 自動販売機の設置等を実施する者をいう。
 - オ 有償使用 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条の規定に基づく、国有財産の有償使用をいう。
 - カ 業 務 自動販売機の設置、経営、撤収及びこれらに付帯する事務全般をいう。

2 設置業者の決定等

- (1) 管理者は、設置業者の決定及び自動販売機の設置に係る細部事項の指定を決定等通知書（様式第1）により実施する。
- (2) 決定の有効期間は、自動販売機設置の日から5年を超えない範囲で管理者が定める期間とする。
- (3) 管理者は、決定等通知書の内容を変更する場合、決定等変更通知書（様式第2）により実施する。
- (4) 管理者は、設置業者が以下に示す事項に該当する場合、決定等通知書を決定等取消通知書（様式第3）により取り消すものとする。

- ア 設置業者が第4項に規定する資格を具備しなくなった場合
 - イ 設置業者が自動販売機を設置する日までに、有償使用の許可を得られない場合
 - ウ 設置業者の有償使用の許可が取り消された場合
 - エ 設置業者が自動販売機の経営を開始する日までに、自動販売機を設置しない場合
 - オ 次号の規定に基づき、設置業者が指定の取り消しを申し出た場合
 - カ 重大な法令違反等、設置業者として相応しくない行為があった場合
 - キ その他、管理者が必要と認める場合
- (5) 設置業者は、自己の都合により決定等通知書の取り消し又はその内容の変更を行おうとする場合は、あらかじめ管理者に対し、書面により通知しなければならない。
- (6) 前項の規定にかかわらず、設置業者は、被災その他業務を継続することが適当でない事情が発生したため、決定等通知書の取り消し又はその内容の変更を行う必要がある場合には、当該事情の発生後速やかに当該取り消し又は内容の変更の理由及び予定期日等を明記した文書により、管理者に通知するものとする。

3 国有財産の使用等

- (1) 自動販売機の設置は有償使用によるものとする。
- (2) 設置業者は、法令の定めに従い、第2項2号に規定する有効期間中の有償使用の許可を1年ごとに受けなければならない。
- (3) 設置業者は、前号に規定により受けた有償使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。
- (4) 設置業者は、自動販売機の経営のために給電の提供を受ける場合は、自動販売機に給電量を測定する装置（以下「電力メーター」という。）を自動販売機に取り付け、関係職員の指示に従い、所要の手続きをとるものとする。
- (5) 設置業者は、自動販売機の経営のために国の備品を使用しようとする場合は、関係職員の指示に従い、所要の手続きをとるものとする。

4 設置業者の資格

- (1) 全省庁統一資格保有者又はこれに準じる者
- (2) 本仕様書及び第10項2号に規定する事業計画書の内容を履行できる者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三社の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて自動販売機の業務を実施しようとする者ではないこと

5 名義等の届出

- (1) 設置業者は、代表者の氏名、所在地、自動販売機設置に係る事務担当者の連絡先等を設置業者台帳(様式第４)に記載し、関係職員に提出するものとする。
- (2) 設置業者は、設置業者台帳の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに新たな設置業者台帳を関係職員に提出するものとする。

6 業務全般

- (1) 設置業者は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、管理者及び関係職員の監督に服し、勧告を受け入れ、指示に従わなければならない。
- (2) 設置業者は、業務の実施に関して発生する全ての費用を負担しなければならない。
- (3) 設置業者は、自動販売機の経営権については、その一部といえども第三者に譲渡し、貸与し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 設置業者は、自動販売機については、経営権を除き、いわゆる営業権その他の私権の設定が行われたものではないことを確認しなければならない。
- (5) 設置業者は、自衛隊の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (6) 設置業者は、業務に従事する者の身元を保証するものとし、その者が業務に従事したことに伴って発生したすべての事項について、使用者及び身元保証人としてその責めに任じなければならない。

- (7) 設置業者は、業務の実施に係る基地内への通門に際しては、関係職員の指示に従い、所要の手続きをとるものとする。

7 調査等

- (1) 設置業者は、業務の実施に関し、管理者及び関係職員に疑義が生じたため、設置業者の財産内容及び設置業者の行っている取引全般について調査する旨の申入れを管理者及び関係職員から受けた場合は、特別の事情がある場合を除き、これを拒んではならない。
- (2) 設置業者は、業務の実施に関し、前項の調査に基づき管理者及び関係職員が改善の勧告を行った場合には、特別の事情がある場合を除き、これに従わなければならない。

8 自動販売機の仕様等

設置業者が設置する自動販売機は、次の各号に掲げる仕様を満たすものとする。

- (1) 販売商品の種別
決定等通知書に規定する種別の商品を販売できること
- (2) 環境対策
学習省エネ、ピークカット及び真空断熱材やヒートポンプ採用等の消費電力量の低減に資する技術を導入した機種であること
- (3) 安全対策
自動販売機の据付基準（J I S規格等）等に基づく転倒防止措置を講じたものであること

9 設置及び移設

- (1) 設置業者は、関係職員の指示に基づき、決定等通知書に規定する数量の自動販売機及び次に掲げる併設物件を設置するものとする。
- ア ごみ箱
- イ 第3項4号に規定する電力メーター
- ウ 第8項3号に規定する転倒防止措置のために必要な物件
- (2) 設置業者は、自動販売機及び併設物件の移設を行おうとする場合は、あらかじめ関係職員に対し、書面により通知するものとする。
- (3) 設置業者は、自動販売機及び併設物件の設置又は移設を行った場合は、自動販売機設置（撤収）報告書（様式第5）を関係職員に提出するものとする。

10 経 営

- (1) 設置業者は、海上自衛隊館山航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者に対し、設置した自動販売機を使用して飲料又は食品の販売を行うものとする。
- (2) 設置業者は、自動販売機の業務を実施するに当たっては、あらかじめ事業計画書を関係職員に提出し、その内容に従い経営を実施しなければならない。
- (3) 前号に規定する事業計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに新たな事業計画書を関係職員に提出するものとする。
- (4) 設置業者は、以下に示す物品を販売してはならない。
 - ア 酒、アルコール類
 - イ 法令等の定めにより販売に許可が必要とされるものであって、設置業者が当該許可を受けていないもの
 - ウ その他、相応しくないものとして管理者及び関係職員が定めるもの
- (5) 設置業者は、週 3 回を標準として商品の補充作業を実施し、商品の売り切れ等の未然防止に努めるものとする。
- (6) 設置業者は、設置した自動販売機に対し定期的な整備を実施し、故障等の未然防止に努めるものとする。
- (7) 設置業者は、週 3 回を標準とし、ゴミ箱内及びその周辺の空容器の回収を実施しなければならない。この際、ゴミ箱に混入した設置業者の商品以外の空容器についても回収を実施するものとする。
- (8) 設置業者は、利用者からの商品の瑕疵等について連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。
- (9) 設置業者は、経営を実施した月の翌月の 10 日までに、経営実績報告書（様式第 6）を関係職員に提出するものとする。

11 撤 収

- (1) 設置業者は、次に該当する場合は、有償使用の許可に付された条件によるほか、関係職員の指示に従って、自動販売機及び第 9 項 1 号に規定する併設物件を撤去しなければならない。
 - ア 決定等通知書の有効期間満了の日からその 3 か月前までの間で関係職員が指定する日が到来した場合
 - イ 管理者から、第 2 項 3 号の規定に基づき自動販売機の種別及び数量の変更を予定する通知を受けた場合
 - ウ 管理者から、第 2 項 4 号の規定に基づく決定等通知書の取り消しを予定する通知を受けた場合
 - エ 第 2 項 6 号に該当する事情が発生した場合
- (2) 設置業者は、自動販売機及び併設物件の設置又は移設を行った場合は、自動販売機設置（撤収）報告書を関係職員に提出するものとする。

12 保 全

設置業者は、管理者又は関係職員の与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとし、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

13 損害賠償

設置業者は、第2項4号の規定に基づき実施した決定の取り消し、自動販売機の種別及び自動販売機の数量の変更により生じた損害について、管理者、関係職員及びその職務上の上級者に対して損害賠償の請求をしてはならない。

14 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と設置業者の間で協議するものとする。

年 月 日

決 定 等 通 知 書

殿

(厚 生 施 設 管 理 者)
海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、貴殿を海上自衛隊館山航空基地における厚生施設設置業者として、
下記のとおり決定する。

記

- 1 決定の有効期間
- 2 厚生施設の種別及び数量
- 3 厚生施設設置の時期
- 4 厚生施設の設置予定場所
- 5 仕様書の指定

様式第2
発 簡 番 号

年 月 日

決 定 等 変 更 通 知 書

殿

(厚 生 施 設 管 理 者)
海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、貴殿に対する海上自衛隊館山航空基地における厚生施設設置業者としての決定を、下記のとおり変更する。

記

- 1 変更となる決定等通知書
- 2 変更事項

様式第3
発 簡 番 号

年 月 日

決 定 等 取 消 通 知 書

殿

(厚 生 施 設 管 理 者)

海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、貴殿に対する海上自衛隊館山航空基地における厚生施設設置業者としての指定を、下記のとおり取り消す。

記

1 取り消しとなる決定等通知書

2 決定を取り消す事由

- (1) 設置業者がその資格を具備しなくなった場合
- (2) 設置業者が厚生施設を設置する日までに、有償使用の許可を得られない場合
- (3) 設置業者の有償使用の許可が取り消された場合
- (4) 設置業者が厚生施設の経営を開始する日までに、厚生施設を設置しない場合
- (5) 設置業者が決定の取り消しを申し出た場合
- (6) 重大な法令違反等、設置業者として相応しくない行為があった場合
- (7) その他、管理者が必要と認める場合

* 該当号以外を抹消して使用するものとし、事由の細部については別紙を付すことができる。

3 厚生施設の撤去期日

様式第 4

設 置 業 者 台 帳

法人、個人等の別		法人・個人・団体	
本 社 （ 本 店 ） 等 * 法人登録の名義元、一般競争参加資格の名義元等の国への申請者となる者			
所 在 地		〒	
(フリガナ) 名 称			登録印
代 表 者	役 職 等		
	(フリガナ) 氏 名		
事 務 担 当 者 * 国有財産使用許可申請、施設及び商品のトラブル対応等の事務を実質的に担当する者			
所 在 地		〒	
所 属 部 署 (支 社 等)			
役 職 等			
(フリガナ) 氏 名			
連 絡 先	固 定		
	F A X		
	携 帯		
設置する厚生施設の種別 * 国の職員が記入するため、記入不要			
番号	種 別	設 置 場 所	

様式第 5

年 月 日					
海上自衛隊館山航空基地隊司令 殿					
法人・個人等の別 法人 ・ 個人 ・ 団体					
所 在 地					
名 称					
代 表 者 氏 名 印					
下記のとおり報告します。					
記					
設置（撤収）作業実施期間			年 月 日 ～ 年 月 日		
設置（撤収）自動販売機の詳細					
番号	メーカー	型 番	販売品目	設置（撤収）場所	備考
			飲料・食品		
			飲料・食品		
			飲料・食品		
			飲料・食品		
			飲料・食品		
			飲料・食品		
異状の有無			有 ・ 無		
			有の場合、その態様：		

自動販売機設置（撤収）確認書							
	型 番	取扱品目	占有面積	場 所	付帯物件	安全管理	環境整備
設置							
撤収							
所 見							
記							
上記のとおり確認しました。							
年 月 日							
関係職員 官 職 氏 名 印							

経営実績報告書

年 月分

設置業者名：

[illegible]

(注1) 厚生施設を複数設置している場合は、厚生施設ごとに合計額を記載する。

(注2) 品名については、努めて単価が同一の類似商品をまとめて記載するものとする。